

## 公社等見直し実行計画の取組状況

	公社等外郭団体の今後の見直しの方向性 (H23. 12) .....	1
1	福島県土地開発公社 .....	2
2	(財) 福島県青少年育成・男女共生推進機構 .....	4
3	(財) 福島県観光物産交流協会 .....	6
4	(財) 福島県農業振興公社 .....	10
5	(社) 福島県林業公社 .....	13
6	福島県道路公社 .....	16
7	(公財) 福島県下水道公社 .....	18

平成 25 年 3 月

福島県行財政改革推進本部  
(公社等外郭団体見直し部会)

## 公社等外郭団体の今後の見直しの方向性

I 「実行計画等」に基づき見直しを進める公社等（7団体）	
1 現行の実行計画（H23.3修正）を継続する公社等（7団体）	
公社名	見直し方向性
福島県土地開発公社	<input type="checkbox"/> 「経営方針」に基づく確実な債権回収等の実行 <input type="checkbox"/> 継続事業の状況を踏まえた今後の組織体制の検討
(財)福島県青少年育成・男女共生推進機構	<input type="checkbox"/> 「経営計画」等に基づく主体的な取組の実行
(財)福島県観光物産交流協会	<input type="checkbox"/> 「中期事業・運営計画」等に基づく主体的な取組の実行
(財)福島県農業振興公社	<input type="checkbox"/> 「第三次経営合理化計画」等に基づく主体的な取組の実行
(社)福島県林業公社	<input type="checkbox"/> 「改訂第2次改善計画」等に基づく主体的な取組の実行 <input type="checkbox"/> 「第2次改善計画後期分期計画」の実行及び今後の公社の在り方等の検討
福島県道路公社	<input type="checkbox"/> 償還期限後のスカイライン等三路線の管理方法について結論を得る <input type="checkbox"/> 公社運営や組織体制の在り方等についての抜本的な検討・見直し
(公財)福島県下水道公社	<input type="checkbox"/> 民間一括委託方式の段階的導入を踏まえた公社の在り方等の抜本的な検討・見直し

II 実行計画の策定を要しない公社等（10団体）	
公社名	見直し方向性
(公財)ふくしま自治研修センター	<input type="checkbox"/> 研修部門の更なる充実と調査研究支援部門（平成23年度より「政策支援部」と改称）の定着に向けた主体的な取組の実行
(財)福島県文化振興財団	<input type="checkbox"/> 「経営計画」に基づく主体的な取組の実行
(財)ふくしま海洋科学館	<input type="checkbox"/> 「新・中期経営計画」に基づく主体的な取組の実行
(公財)福島県国際交流協会	<input type="checkbox"/> 「運営基本計画」に基づく主体的な取組の実行
(社福)福島県社会福祉事業団	<input type="checkbox"/> 「事業実施計画」に基づく自立的な改革の継続
(公財)福島県産業振興センター	<input type="checkbox"/> 「中期経営計画」に基づく主体的な取組の実行
(財)福島県栽培漁業協会	<input type="checkbox"/> 「経営計画」に基づく主体的な取組の実行
(財)ふくしまフォレスト・エコ・ライフ財団	<input type="checkbox"/> 「中長期計画」に基づく自立的な改革の実行
(一財)ふくしま市町村支援機構	<input type="checkbox"/> 「中期経営計画」に基づく主体的な取組の実行
(財)福島県都市公園・緑化協会	<input type="checkbox"/> 「中期経営計画」に基づく主体的な取組の実行

## 公社等見直しに関する実行計画（実施状況）

団体名	福島県土地開発公社	担当組織名	企画調整部土地・水調整課
-----	-----------	-------	--------------

### 見直しの方向性を踏まえた改革目標

**【目標 1】 「福島県土地開発公社経営方針」に基づく着実な取組**

「福島県土地開発公社経営方針」（平成 23 年 3 月改訂）に基づいて、適正な債権管理を着実に実行する。

**【目標 2】 継続事業の状況を踏まえた今後の組織体制の検討**

継続事業の状況や関係機関の動向を踏まえ、今後の組織体制を検討する。

-----  
 《定款上の事業内容》

- 1 ① 次に掲げる土地の取得、造成その他の管理及び処分を行うこと。
  - ア 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和 47 年法律第 66 号）第 4 条第 1 項又は第 5 条第 1 項に規定する土地
  - イ 道路、公園、緑地その他の公共施設又は公用施設の用に供する土地
  - ウ 公営企業の用に供する土地
  - エ 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 4 条第 7 項に規定する市街地開発事業の用に供する土地
  - オ 観光施設事業の用に供する土地
  - カ 当該地域の自然環境を保全することが特に必要な土地
  - キ 史跡、名勝又は天然記念物の保護又は管理のために必要な土地
  - ク 航空機の騒音により生ずる障害を防止し、又は軽減するために特に必要な土地
- ② 住宅用地の造成事業並びに港湾整備事業（埋立事業に限る。）並びに地域開発のためにする臨海業用地、内陸工業用地、流通業務団地及び事務所、店舗等の用に供する一団の土地の造成事業を行うこと。
- ③ 前 2 号の業務に附帯する業務を行うこと。
- 2 前項第 1 号の土地の造成（一団の土地に係るものに限る。）又は同項第 2 号の事業の実施と併せて整備されるべき公共施設又は公用施設の整備で地方公共団体の委託に基づくもの及び当該業務に附帯する業務を行うこと。
- 3 国、地方公共団体その他公共団体の委託に基づき、土地の取得のあつせん、調査、測量その他これらに類する業務を行うこと。

### 進 行 管 理 体 制

- ◇ 企画調整部土地・水調整課を中心に関係部局との調整を行いながら進行管理を行う。
- ◇ 運営状況など全般的な事項については、県が毎年度 1 回調査を行うとともに、点検評価を定期的  
に実施し、必要に応じて助言等を行う。

平成23年度の取組実績と今後の取組

【目標1】 「福島県土地開発公社経営方針」に基づく着実な取組

1	実施項目等	「経営方針」に基づき、引き続き着実な債権回収を図る。(公社・18年度～) 関係部局との調整を図るなど、債権回収の進行管理を図る。(県・18年度～)
	取組実績	1 本宮市工業等団地造成事業に係る債権は、償還計画どおり7億4,280万円余りを回収した。(公社) 2 会津喜多方中核工業団地(仮称)に係る調査費用の立替金について、県が予算化し、平成24年度と平成25年度の2か年で償還することになった。(県)
	実績に対する評価	計画どおり実施
	今後の課題	いわき四倉中核工業団地整備事業に係る債権については、共同事業体の独立行政法人中小企業基盤整備機構の方針により販売代金を15年年賦としているため債権回収に時間を要することから、平成25年度の当該事業の清算に向けて、当公社の借入金の返済について、県や金融機関等と協議・調整を図っていく必要がある。(公社)
	今後の取組	1 本宮市工業等団地造成事業に係る債権については、公社が償還計画に基づき着実に回収していく。(公社) 2 いわき四倉中核工業団地整備事業に係る債権については、販売先企業から着実に回収していく。(公社) 3 いわき四倉中核工業団地整備事業の精算方法等については、関係機関と協議・検討を進めていく。(県)

【目標2】 継続事業の状況を踏まえた今後の組織体制の検討

2	実施項目等	1 事業の進捗状況を踏まえた取組(県、公社等・21年度～) 2 今後の組織体制の検討(県、公社・21年度～)
	取組実績	1 いわき四倉中核工業団地整備事業について1区画を販売するとともに、東日本大震災及び原子力災害の影響を受けて、仮設住宅用地として二期分譲予定地の一部を県(平成23年7月21日から平成25年12月10日までの期間)へ、また、被災した企業の仮設事業所敷地として8区画をいわき市(平成23年9月12日から平成26年3月31日までの期間)へ無償貸与している。(平成23年度末26区画中9区画分譲済み)(公社) 2 平成22年度末であっせん事業が廃止されたことに伴い、平成23年度から原町支所を廃止し、本社体制のみとし、本社組織も部制を廃止し、役職員3名の事務局体制に縮小した。(公社)
	実績に対する評価	概ね計画どおり実施
	今後の課題	1 いわき四倉中核工業団地整備事業について、分譲地の早期販売を図る必要がある。(公社) 2 平成25年度末までのいわき四倉中核工業団地整備事業の終了に向けて、関係機関と精算方法等について協議・検討していく必要がある。(県) 3 上記1の事業終了後の公社の組織体制について、関係機関と協議・検討していく必要がある。(県、公社)
	今後の取組	1 いわき四倉中核工業団地整備事業について、県、独立行政法人中小企業基盤整備機構、いわき市等と連携して、分譲地の早期販売を図るとともに、当該事業の精算の対応について、関係機関と協議・検討を進める。(公社) 2 債権管理業務のみとなった場合の公社の組織体制について、関係機関と協議・検討を進める。(県、公社)

## 公社等見直しに関する実行計画（実施状況）

<b>団体名</b>	財団法人福島県青少年育成・男女共生推進機構	<b>担当組織名</b>	生活環境部 青少年・男女共生課
------------	-----------------------	--------------	-----------------

### 見直しの方向性を踏まえた改革目標

#### 【目標 1】

平成20年3月に策定（平成22年5月修正）した経営計画を改定する。

#### 【目標 2】

経営計画に基づく取組の着実な実行及び定期的な経営計画の評価・検証を行う。

---

#### 《定款上・寄附行為上の事業内容》

- 1 福島県青少年会館を設置及び管理運営し、並びにこの会館を青少年活動に関する集会、宿泊その他の用に供すること。
- 2 福島県男女共生センターの管理運営を行うこと。
- 3 青少年及び男女共同参画に関する講演会及び研究集会を開催すること。
- 4 青少年及び男女共同参画に関する調査、研究、資料の収集及び図書の刊行等を行うこと。
- 5 青少年の健全育成及び男女共同参画社会の形成のための事業を行うこと。
- 2 その他この法人の目的を達成するために必要な事業を行うこと。

### 進 行 管 理 体 制

- ◇ （財）福島県青少年育成・男女共生推進機構における評議員会各部会において、経営計画の定期的評価及び検証を行う。
- ◇ 県による定期的な調査を行うとともに、必要に応じて随時、助言等を行う。

平成23年度の取組実績と今後の取組

【目標1】平成20年3月に策定（平成22年5月修正）した経営計画を改定する

1	実施項目等	平成24年度の経営計画改定に向けた計画内容の見直しの着手（機構）
	取組実績	平成23年度において、経営計画の改定に向け、成果目標の見直しを行うとともに、安定した経営基盤の確立のため、新たな事業展開について検討を行った。
	実績に対する評価	計画どおり実施
	今後の課題	具体的な成果目標の設定、安定した経営基盤の確立方策の検討、新たな事業創出の検討。
	今後の取組	平成24年度中に今後の課題を克服するため、経営計画の改定を行う。

【目標2】経営計画に基づく取組の着実な実行及び定期的な経営計画の評価・検証を行う

2	実施項目等	経営計画に基づく取組の着実な実行及び定期的な経営計画の評価・検証（機構）																																																
	取組実績	<p>・平成24年5月における財団法人の評議員会において、平成23年度における事業実績について評価を行った。なお、各施設において目標値を達成し、満足度も向上した。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>[青少年会館]</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>研修室利用目標（件）</td> <td>4,120</td> <td>3,804</td> <td>3,873</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>3,658</td> <td>3,190</td> <td>4,131</td> </tr> <tr> <td>体育館利用目標（時）</td> <td>2,490</td> <td>2,879</td> <td>2,908</td> </tr> <tr> <td>〃 実績</td> <td>2,755</td> <td>2,627</td> <td>3,654</td> </tr> <tr> <td>宿泊室利用目標（人）</td> <td>6,470</td> <td>5,931</td> <td>5,990</td> </tr> <tr> <td>〃 実績</td> <td>5,691</td> <td>4,897</td> <td>7,531</td> </tr> <tr> <th>[男女共生センター]</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> </tr> <tr> <td>研修室利用目標（件）</td> <td>3,517</td> <td>3,571</td> <td>3,625</td> </tr> <tr> <td>〃 実績</td> <td>4,031</td> <td>3,496</td> <td>4,619</td> </tr> <tr> <td>宿泊室利用目標（人）</td> <td>2,838</td> <td>2,883</td> <td>2,928</td> </tr> <tr> <td>〃 実績</td> <td>3,208</td> <td>2,972</td> <td>6,209</td> </tr> </tbody> </table> <p>・震災等に伴う避難者受け入れの影響等により、福島県青少年会館勘定、福島県男女共生センター勘定ともに平成23年度収支は黒字となった。</p>	[青少年会館]	21年度	22年度	23年度	研修室利用目標（件）	4,120	3,804	3,873	実績	3,658	3,190	4,131	体育館利用目標（時）	2,490	2,879	2,908	〃 実績	2,755	2,627	3,654	宿泊室利用目標（人）	6,470	5,931	5,990	〃 実績	5,691	4,897	7,531	[男女共生センター]	21年度	22年度	23年度	研修室利用目標（件）	3,517	3,571	3,625	〃 実績	4,031	3,496	4,619	宿泊室利用目標（人）	2,838	2,883	2,928	〃 実績	3,208	2,972	6,209
[青少年会館]	21年度	22年度	23年度																																															
研修室利用目標（件）	4,120	3,804	3,873																																															
実績	3,658	3,190	4,131																																															
体育館利用目標（時）	2,490	2,879	2,908																																															
〃 実績	2,755	2,627	3,654																																															
宿泊室利用目標（人）	6,470	5,931	5,990																																															
〃 実績	5,691	4,897	7,531																																															
[男女共生センター]	21年度	22年度	23年度																																															
研修室利用目標（件）	3,517	3,571	3,625																																															
〃 実績	4,031	3,496	4,619																																															
宿泊室利用目標（人）	2,838	2,883	2,928																																															
〃 実績	3,208	2,972	6,209																																															
	実績に対する評価	計画どおり実施																																																
	今後の課題	<p>・経営計画の期間満了に伴う評価・検証を踏まえた計画の改定</p> <p>・次年度以降の利用者の確保対策</p>																																																
	今後の取組	改定する経営計画の具体的な目標値や利用率の設定を行い、その達成のための具体的方策を実施する。																																																

## 公社等見直しに関する実行計画（実施状況）

団体名	財団法人福島県観光物産交流協会	担当組織名	観光交流局観光交流課
-----	-----------------	-------	------------

### 見直しの方向性を踏まえた改革目標

#### 【目標 1】

インバウンドの強化を含めた県外からの観光誘客を促進するとともに、首都圏等における県産品の販路拡大に取り組む。

#### 【目標 2】

各部門相互の連携を強化すること等により、各営業施設等における収益の拡大を図る。

#### 【目標 3】

人件費や業務費の削減を図るとともに、柔軟な組織運営を図るなどにより経営基盤の強化を図る。

#### 《寄附行為上の事業内容》

- (1) 県内の観光と物産の振興
- (2) 国内外からの観光客の誘致促進
- (3) 観光、物産に携わる人材の育成、確保及び資質の向上
- (4) ふるさと産品の開発、育成及び相談指導
- (5) ふるさと産品の普及宣伝及び販売
- (6) 地方公共団体等が所有する観光施設等の管理
- (7) 観光施設等の建設、管理及び処分
- (8) その他目的を達成するために必要な事業

※ 今後、公益財団法人への移行を踏まえ、当協会の「中期事業・運営計画」の見直しを予定している。それに伴い、目標内容も見直しを図るものとする。

### 進行管理体制

- ◇ 協会自らが主体的に進行管理する中で評価、見直しを実施する。
  - ・ 協会業務連携会議(常勤役員・各部長で構成)において、随時進行管理を行う。
  - ・ 正副理事長会議、常務理事会(年3回以上開催)において、業務報告を行う。
- ◇ 県は、協会の運営状況を随時確認するなど必要な助言を等を行う。

平成23年度の取組実績と今後の取組

【目標1】インバウンドの強化を含めた県外からの観光誘客を促進するとともに、首都圏等における県産品の販路拡大に取り組む。

1	実施項目等	県外からの観光誘客の促進
	取組実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育旅行誘致キャラバンの実施(千葉・茨城・栃木・九州 77名参加)</li> <li>・合宿誘致キャラバンの実施(東京・千葉・神奈川・埼玉・宮城 38名参加)</li> <li>・海外旅行商品造成支援事業の実施(商品造成支援事業 6件 263泊)</li> <li>・国内就航先(北海道・大阪)首都圏への観光PR、旅行商品造成支援事業の実施(紅葉商品1社、小名浜ゴルフ商品3社、桜商品2社)</li> </ul>
	実績に対する評価	震災及び原発事故の影響による本県観光のイメージを回復させるため、本県観光プロモーション活動を実施した。少しずつではあるが教育旅行・インバウンドが戻りつつある。
	今後の課題	東日本大震災及び原子力災害による風評被害等により、県内全域で県外・海外からの観光客が減少している状況を打破し、本県の観光復活に向けた誘致活動を強化する。
	今後の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育旅行誘致キャラバンの実施、メールマガジンの発行</li> <li>・合宿誘致キャラバンの実施</li> <li>・海外からの旅行エージェントやマスコミ招聘事業の実施</li> <li>・国内就航先(北海道・大阪)首都圏への観光PRの強化</li> <li>・「八重の桜」関連観光キャンペーン事業の実施</li> </ul>
2	実施項目等	首都圏等における販路の拡大及び今後の物産展のあり方検討
	取組実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県産品商品力向上、定番化支援事業の実施               <ul style="list-style-type: none"> <li>①バイヤーズ食セレクション審査件数 22社 25商品</li> <li>②商品ブラッシュアップ指導件数 5社 5商品</li> <li>③テスト販売 5社 5商品</li> </ul> </li> <li>・県外開催復興支援物産展等への助成事業 延べ242社</li> <li>・物産展開催事業 開催回数 63回 出展業者 延べ771社</li> </ul>
	実績に対する評価	震災及び原発事故の影響による風評被害を払拭するとともに、県産品の商品力の向上を図るため、上記事業を実施した。 支援事業・助成事業により県産品のイメージアップ並びに販路の拡大に貢献できた。また、復興支援の物産展が開催されたため、前年度開催回数とほぼ同じ回数となった。
	今後の課題	東日本大震災及び原子力災害により農産物を始めとする本県産品に対する深刻な風評被害が生じており、本県の食産業を取り巻く環境は非常に厳しい状況が続いているが、安全・安心な県産品の情報発信並びに効果的なPRを行い、県産品のブランド力の回復とイメージアップに努める。
	今後の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県産品商品力向上、定番化支援事業の実施</li> <li>・正しい情報発信により県産品のイメージアップを図る</li> <li>・全国主要都市百貨店での「福島県観光物産展」の開催</li> <li>・出張普及啓発事業(出張アンテナショップ)の実施</li> </ul>



【目標2】 各部門相互の連携を強化する等により、各営業施設等における収益の拡大を図る。

1	実施項目等	営業施設間の連携
	取組実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・観光物産館と浄土平レストハウスにおける仕入価格の見直しの実施</li> <li>・企画催事の連携(開催業者の新規開拓)</li> </ul>
	実績に対する評価	仕入価格については、業者間による競争が生じ一定の効果があった。
	今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公益財団法人への移行にあたり、収益事業の更なる充実を図り利益の確保に努め、公益目的事業の着実な実行と新たな自主事業の実施に努める。</li> </ul>
	今後の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仕入れ価格の見直し</li> <li>・企画催事の連携</li> <li>・担当者企画会議の実施</li> <li>・商品知識の共有化</li> </ul>
2	実施項目等	営業施設と観光(部)との連携
	取組実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各営業施設での県内観光情報の提供</li> <li>・観光物産館において、市町村等の催事にかかる手数料を引き下げ、積極的な県内市町村の観光PRと物産の販売の促進を図った。</li> </ul>
	実績に対する評価	震災及び原発事故の影響による本県観光のイメージを回復させるため、各営業施設において県内の観光情報を提供した。二輪車ユーザー誘客事業においては、浄土平レストハウスがピットとなり、地元ライダーとの交流の場として活用が図られ、これからの施設経営にプラスになると思われる。
	今後の課題	県産品の普及啓発(物販)は観光の重要な要素となっており、公益財団法人移行に当たり、協会内部の一層の連携を図り、本県の観光と物産の魅力を県内外に積極的に発信する。
	今後の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各営業施設での県内観光情報の提供</li> <li>・観光部との連携による旅行エージェントへの働きかけ</li> <li>・「ライダーズピット」の活用による誘客活動の実施</li> </ul>

【目標3】人件費や業務費の削減を図るとともに、柔軟な組織経営を図るなどにより経営基盤の強化を図る。

1	実施項目等	人件費・業務費の削減
	取組実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全職員昇給一部抑制(震災による収入減の懸念)</li> <li>・プロパー職員の給与抑制措置の継続(管理職員5%減・一般職員3%減)</li> <li>・浄土平レストハウス職員の休業(6/1～7/15)</li> <li>・繁忙期における現行人員での対応(人件費の抑制)</li> <li>・高年齢職員の勧奨退職の実施(1名)</li> <li>・平成24年4月1日付け人事において、嘱託職員(ふるさと雇用)よりプロパー職員1名を採用した。</li> <li>・光熱水料費、旅費交通費の経費削減</li> </ul>
	実績に対する評価	人件費率については、対前年比△7.8%となり、管理費は、△3.2%とそれぞれ経費削減が実行できた。また、支援物産展や販売に積極的に取り組んだことにより、事業収入が増加した。
	今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プロパー職員、嘱託職員、臨時職員の職務分担や業務内容に応じた体制の確立。</li> <li>・職員のモチベーションを高めるための柔軟な人員配置。</li> <li>・公益目的事業の効果的・効率的な事業遂行のための専門的知識を有する職員の採用。</li> </ul>
	今後の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の能力、成果の的確な把握。</li> <li>・職場環境の整備。(明るい職場・働きやすい職場)</li> <li>・職員研修の充実による専門的知識の習得や総合的感性の高い人材の育成。</li> </ul>
2	実施項目等	柔軟な組織運営
	取組実績	<p>協会内に観光関係の委員会を設置し、民間事業者等の意見を踏まえながら今後の事業内容に反映させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育旅行推進委員会の開催 4回</li> <li>・国際観光推進委員会の開催 2回</li> </ul>
	実績に対する評価	県内全域の震災・原子力災害の実態を把握し、民間事業者等からの意見やそれぞれの情報を協会の事業運営に反映させている。
	今後の課題	公益財団法人移行後の県産品の取扱商品納入業者及び催事事業者のコンプライアンスの徹底及び公平性を確保し、公益目的事業の達成を担保するため商品選定の基準について見直しをしている。
	今後の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育旅行推進委員会の開催</li> <li>・国際観光推進委員会の開催</li> <li>・特定施設運営委員会(仮称)の設置</li> </ul>

## 公社等見直しに関する実行計画（実施状況）

<b>団体名</b>	財団法人福島県農業振興公社	<b>担当組織名</b>	農林水産部 農林総務課
------------	---------------	--------------	-------------

### 見直しの方向性を踏まえた改革目標

#### 【目標 1】第三次経営合理化計画に基づく取組

第三次経営合理化計画（平成 19 年 3 月策定）に基づき、次の各事項に取り組み、累積欠損金（18 年度末で約 481 百万円（見込み））を平成 23 年度末までに約 351 百万円（▲ 130 百万円）に縮減する。

- ① より一層の経費節減を図る。
- ② 農地保有合理化事業等手数料の増収を図る。

#### 【目標 2】長期保有地の処分

開発関連長期保有地や一般長期保有地の早期処分に向けた具体的な措置を講ずる。

- ※ ①開発関連長期保有地・・・市町村からの申出書等に基づいて買い入れた未墾地又は造成して農地等とした土地で長期間保有しているもので、借入金があるもの。
- ②一般長期保有地・・・規模拡大農家に売り渡す目的で買い入れた農地で長期間保有しているもので、借入金があるもの。

---

#### 《寄附行為上の事業内容》

- 1 農地保有合理化事業等に関すること。
- 2 農地利用集積円滑化事業等に関すること。
- 3 農業構造の改善に資する事業に関すること。
- 4 就農支援資金等の貸付及び就農の支援促進等に関すること。
- 5 特定鉱害復旧事業に関すること。
- 6 農業の振興に関する調査研究及び啓発、宣伝
- 7 その他公社の目的を達成するために必要な事業

### 進 行 管 理 体 制

- ◇ 農業振興公社の第三次経営合理化計画（平成 19 年 3 月 27 日策定）については、計画策定に関係した農林総務課、農業担い手課及び農業振興公社において進行管理を行う。
- ◇ 運営状況については、県が毎年度 1 回調査を行うとともに、点検評価を定期的実施し、必要に応じて県が助言等を行う。

平成23年度の実績と今後の取組

【目標1】第三次経営合理化計画に基づく取組

<p>1 実施項目等</p>	<p>① 経費の節減(福島県農業振興公社・平成23年度)          ア 役職員年間給与を年間約5百万円ずつ、5年間削減する。          イ 定年退職者の補充は、定年者の再雇用等を基本とする。          ウ 事務補助員の雇用月数を平成13年度の約2分の1に削減し、雇用経費を年間約2,200千円節減する。          エ 県内日帰り出張の場合の日当支給は行わないこととし、旅費を年間1,300千円節減する。</p> <p>② 収入の確保(福島県農業振興公社・平成23年度)          農作業受委託手数料及び農地賃貸借手数料により、年間6,900千円の手数料増収を図る。</p> <p>③ 県の助成措置(福島県・平成23年度)          公社が県行政の補完的業務にのみ取り組むこと及び経営合理化を進めていくことを踏まえ、所要の助成措置を講じる。</p> <p>④ 累積欠損金の縮減(福島県農業振興公社・平成23年度)          以上の取組により平成18年度末約480百万円の累積欠損金を平成23年度末には約351百万円まで縮減する。</p>
<p>取組実績</p>	<p>① 経費の節減          ア 役職員年間給与について、年間4,212千円節減した。          イ 定年退職者は、いなかった。          ウ 事務補助員の雇用経費を、2,145千円節減した。          エ 県内出張における日当廃止により、2,470千円節減した。</p> <p>② 収入の確保          農作業受委託及び農地賃貸借手数料について、7,794千円収入確保した。</p> <p>③ 県の助成措置          所要の助成措置を実施した。(23年度実績：約241,151千円)</p> <p>④ 累積欠損金の縮減          一般長期保有地の売り渡しに伴う特別損失の計上のため、4,305千円の縮減に留まった。  <b>【累積欠損額の推移 単位：千円】</b>          H19      H20      H21      H22      H23          451,266 426,387 421,668 416,768 412,463</p>
<p>実績に対する評価</p>	<p>経費の節減、収入の確保はほぼ計画のとおり達成できたが、累積欠損金の縮減については、計画を下回った。</p>
<p>今後の課題</p>	<p>第三次経営合理化計画の継続を基本として、平成24年3月に第四次経営合理化計画を策定した。          累積欠損金の縮減に向け、引き続き、収入の確保及び経費の縮減に努める必要がある。</p>
<p>今後の取組</p>	<p>第三次経営合理化計画の取組に引き続き、平成24年3月に策定した第四次経営合理化計画の着実な実施に努める。          新公益法人制度への対応に当たっては、財務の健全性が大きな課題であることから、公社の在り方について、早急に抜本的な検討を行う。</p>

【目標2】長期保有地の処分

1	実施項目等	<p>① 開発関連長期保有地の処分策(福島県農業振興公社・平成23年度)</p> <p>ア 関係機関(県、関係市)と協議し、公用、公共用等、他用途利用も視野に入れた具体的有効活用利用方策を検討のうえ早期処分に努める。</p> <p>イ 売渡価格は、公社の規定に沿った価格を基本とするが、近年の地価動向や近傍価格等も勘案し、柔軟な対応も検討する。</p> <p>ウ 売渡に当たっては、差損対策や支援対策等について関係機関とも協議しながら処分に努める。</p> <p>② 一般長期保有地の処分策(福島県農業振興公社・平成23年度)</p> <p>ア 市町村農業委員会等と協議しながら、売渡先の掘り起こしを行い、早期売渡を図る。</p> <p>イ 売渡価格は、公社の規定に沿った価格を基本とするが、近年の農地価格動向や近傍価格等も勘案し、柔軟な対応も検討する。</p> <p>ウ 農地価格の下落等に備えるための売買事業損失引当金の積み増しを行う。</p>
	取組実績	<p>① 開発関連長期保有地</p> <p>ア 郡山市郡山東部地区(26.9ha) 保有地のうち、22haについては郡山市の東部森林公園として整備され開園していることを踏まえ、市に早期の買取を求めている。</p> <p>イ 会津若松市大戸地区(9.1ha) 市から他用途利用の提案がなされているが、農地としての利用・農地以外としての利用のいずれの場合においても、市に早期の買取を求めている。</p> <p>ウ 相馬市磯部地区(3.5ha) 東日本大震災による津波被害で近隣の住居や農地が大きな被害を受けており、早期売却は困難な状況にある。</p> <p>エ 相馬市柚木地区(7.6ha) 東日本大震災を受け、現在被災者の応急仮設住宅用地として提供しているが、災害復興等の活用を含め市に早期の買取を求めている。</p> <p>② 一般長期保有地 平成17年度末の一般長期保有地17.2haと期中に増加した6.8haのうち、平成23年度末までに19.8haを売却する計画に対し、平成23年度末現在20.6haを売却し残りは、3.4haとなった。</p>
	実績に対する評価	<p>開発関連長期保有地の処分は進んでいないものの、一般長期保有地の処分が大きく進んだ点は評価する。</p>
	今後の課題	<p>開発関連長期保有地について、関係市との交渉をまとめ早期に売却する必要がある</p>
	今後の取組	<p>開発関連長期保有地について、早急な売却に向け協議を進める。 一般長期保有地については、平成25年度中にすべての売却を目指す。</p>

## 公社等見直しに関する実行計画（実施状況）

<b>団体名</b>	社団法人福島県林業公社	<b>担当組織名</b>	農林水産部森林整備課
------------	-------------	--------------	------------

### 見直しの方向性を踏まえた改革目標

#### 【目標 1】 森林施業の見直し

公社造林の公益的・多面的機能の高度・持続的発揮、造林木の材価安定・向上のため、森林施業について生産林特化・皆伐・裸地返還を前提としてきたこれまでの施業体系を見直し、択伐を前提とした針広混交林施業への転換、長伐期化等を推進する。

#### 【目標 2】 抜本的な収支改善の取組

第2次改善計画（平成13年6月策定）期間末の平成80年度時点で、材価等が現状で推移した場合、約372億円の損失が見込まれることから、公社自らの改善策による経費節減、県の支援による公庫借入金の繰上償還等、土地所有者の協力による分収割合の見直しを実施することにより経営改善を図る。

#### 【目標 3】 在り方の抜本的検討

林業公社が新公益法人制度に移行する場合、平成25年11月までに移行申請をしなければならない。しかし、新公益法人へ移行するには財務の健全性等課題が多いことから、国や他県等の状況も注視しながら、公社の在り方について、早急に抜本的な検討を行う。

#### 《定款上・寄附行為上の事業内容》

- (1) 造林又は育林及び伐採に関する事業
- (2) 森林の造成及び施業の受託に関する事業
- (3) 分収造林及び分収育林制度の促進に関する事業
- (4) 森林、林業に関する普及啓発事業
- (5) 林業の経営、技術の指導等林業の振興に関する事業

### 進 行 管 理 体 制

- ◇ 公社の進行管理委員会において、[改訂] 第2次改善計画・同分期計画に基づく改善内容及び分収契約変更を含めた業務内容の進行管理を行う。
- ◇ [改訂] 第2次改善計画を含めた分期計画の実施状況については、毎年ホームページ等により公表する。
- ◇ 県は、運営状況について毎年度1回調査を行うとともに、点検評価を定期的実施し、必要に応じて助言等を行う。

## 23年度の取組実績と今後の取組

### 【目標1】 森林施業の見直し

1	実施項目等	<p>森林の公益的機能の高度な維持・発揮及び管理コストの低減等を図るため、次の取組を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「生産林特化」から「針広混交林化」への転換を図る。</li> <li>・契約期間を80年とする長伐期施業を導入する。</li> <li>・伐採を「皆伐（換金分収）」から「択伐（材積分収）」へと変更する。</li> </ul>
	取組実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「改訂第2次改善計画後期分期計画」に基づき着実な実行を図るため、「林業公社経営改善進行管理委員会」で計画の進行管理を行い、その結果を基に理事会で協議し、計画の着実な推進を図った。</li> </ul>
	実績に対する評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「針広混交林化」については、間伐作業等を通じて着実に誘導を図っている。</li> <li>・契約期間の延長については60%を超える同意を得ている。</li> </ul>
	今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長伐期化に係る契約変更は100%達成が目標であるが、昭和42年の事業開始当初の契約の一部は間もなく契約満了を迎えるものもあり、これらの契約変更が課題となっている。</li> </ul>
	今後の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長伐期化に係る契約変更を推進することとする。</li> </ul>

### 【目標2】 抜本的な収支改善策の取組

1	実施項目等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公社管理費等の節減、立木販売等収入の増加</li> <li>・県の支援による繰上償還等の実施</li> <li>・土地所有者の協力による分収割合の見直し</li> </ul>
	取組実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人件費等管理経費の縮減は、平成13年度比で43,911千円の縮減の計画に対し、59,622千円の実績となり、計画どおり実施した。森林施業の合理化、無利子資金の活用は、事業規模の縮小により計画は下回ったが、実施割合については計画を達成している。</li> <li>・立木販売等収入の増加は、原発事故等の影響により計画を下回ったが、東京電力による損害賠償により、22年度程度は確保した。</li> <li>・分収割合の見直しについて、県及び社員市町村との連携に加え、林業団体等の協力を得る新たな制度を活用し、公社一丸となって取り組んだ結果、累計の契約変更達成率は64.1%となり、とりわけ市町村契約分が91.8%、財産区契約分が98.0%となった。 (契約件数2,964件 変更契約済み1,901件 (平成23年度182件))</li> </ul>

実績に対する評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公社の取組実績について、管理経費を含めた事業費の削減には一定の成果があったと評価できる。</li> <li>・ また、分収割合の見直しの進捗については、契約全体（契約件数ベース）で10.6ポイントの増加となり、市町村、財産区契約については、上記のとおり90%を超えるなど、大きな成果が得られたと評価できる。</li> </ul>
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 分収割合の見直しについて、残っている案件は100名程度の共有地や相続関係が不明なものなど、極めて困難なケースが多く、契約変更割合の大幅な進展は難しい状況にある。</li> <li>・ 事業費については、経費の縮減と同時に適正な事業規模の確保が必要であり、新たな補助制度等を柔軟に活用した事業展開が課題である。</li> </ul>
今後の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 分収割合の契約変更については、土地所有者の合意を得られるように粘り強く交渉を行う。</li> <li>・ 適正な事業量等の確保に関して、補助事業等の導入に係る条件整備を図りながら、より有利な制度を活用した効果的な事業展開に努める。</li> </ul>

**【目標3】 在り方の抜本的検討**

1 実施項目等	<p>新公益法人へ移行するには財務の健全性等課題が多いことから、国や他県等の状況も注視しながら、公社の在り方について、早急に抜本的な検討を行う。</p>
取組実績	<p>平成23年3月に林業公社会計基準が策定されたことから、同基準の導入について、他県の状況等を踏まえつつ検討を重ね、平成24年2月14日開催の理事会で決定した。</p>
実績に対する評価	<p>計画どおり実施した。</p>
今後の課題	<p>引き続き、他県の情報等を収集しながら、平成26年4月の公益社団法人移行へ向け、万全の準備を行う。</p>
今後の取組	<p>平成25年2月 理事会（機関設計、定款等の検討）  平成25年5月 社員総会（定款変更の承認及び新定款による役員等の選任）  平成25年6月 移行認定申請</p>



## 公社等見直しに関する実行計画（実施状況）

<b>団体名</b>	福島県道路公社	<b>担当組織名</b>	土木部 道路計画課
------------	---------	--------------	-----------

### 見直しの方向性を踏まえた改革目標

#### 【目標 1】償還期限後のスカイライン等三路線の管理方法について結論を得る

平成 25 年に償還期限を迎える三路線について、その後の管理方法に関する課題を整理し、今後の方向性及び進め方について合意形成に努める。

#### 【目標 2】公社運営や組織体制の在り方等についての抜本的な検討・見直し

効率的な運営と経営改善を図り、公社運営や組織体制について検討・見直しを進める。

#### 《定款上・寄附行為上の事業内容》

- 1 福島県の区域及びその周辺の地域において、その通行又は利用について料金を徴収することができる道路（高速自動車道国道を除く。）の新設改築、維持、修繕、道路法第 13 条第 1 項に規定する災害復旧その他の管理を行うこと。
- 2 国、地方公共団体、東日本高速道路株式会社若しくは他の道路公社（以下「国等」という。）の委託に基づき、前号の道路の管理と密接な関連のある道路の管理を行い、又は委託に基づき道路の用に供する土地の造成を主たる目的とする土地区画整理事業を行うこと。
- 3 1号に規定する地域において、料金を徴することができる自動車駐車場の建設及び管理を行うこと。
- 4 1号の道路の円滑な交通を確保するために必要な休憩所等の施設の建設及び管理を行うこと。
- 5 1～4号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
- 6 国等の委託に基づき、道路に関する調査、測量、設計、試験及び研究を行うこと。
- 7 1号の道路の新設又は改築と一体として建設することが適当であると認められる事務所、店舗、倉庫等（以下「事務所等」という。）を建設し、及び管理すること。
- 8 委託に基づき、1号の道路の新設又は改築と一体として建設することが適当であると認められる事務所等を建設し、管理すること。
- 9 7～8号に附帯する業務を行うこと。

### 進 行 管 理 体 制

- ◇ 土木部と道路公社が調整を図りながら検討を進めるとともに、進行管理を行う。
- ◇ 運営状況については、県が毎年度 1 回調査を行うとともに、点検評価を定期的実施し、必要に応じて助言等を行う。

平成23年度の実績と今後の取組

【目標1】 償還期限後のスカイライン等三路線の管理方法について結論を得る

1	実施項目等	償還期限の延長、維持管理有料制度に関する課題の整理検討																																																																								
	取組実績	維持管理有料制度適用の条件、判断基準、可否について、国土交通省と打ち合わせを行った。(県 H24.1.27、H24.2.10、H24.2.16)  参考：有料道路の年度別交通量 【単位：台】																																																																								
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th></th> <th>19</th> <th>20</th> <th>21</th> <th>22</th> <th>23</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">プール制道路</td> <td>目標</td> <td>346,258</td> <td>346,258</td> <td>322,800</td> <td>329,200</td> <td>335,500</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>323,312</td> <td>295,817</td> <td>327,337</td> <td>311,737</td> <td>494,968</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">スカイライン</td> <td>目標</td> <td>128,872</td> <td>128,872</td> <td>122,500</td> <td>124,900</td> <td>127,300</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>127,757</td> <td>114,558</td> <td>130,267</td> <td>130,450</td> <td>198,922</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ゴールドライン</td> <td>目標</td> <td>109,439</td> <td>109,439</td> <td>101,900</td> <td>103,900</td> <td>105,900</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>99,012</td> <td>95,093</td> <td>106,357</td> <td>97,262</td> <td>140,708</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">レークライン</td> <td>目標</td> <td>107,947</td> <td>107,947</td> <td>98,400</td> <td>100,400</td> <td>102,300</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>96,543</td> <td>86,166</td> <td>90,713</td> <td>84,025</td> <td>155,338</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">あぶくま高原道路</td> <td>目標</td> <td>281,523</td> <td>301,230</td> <td>237,800</td> <td>242,400</td> <td>1,241,000</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>237,088</td> <td>215,934</td> <td>221,024</td> <td>244,426</td> <td>489,955</td> </tr> </tbody> </table>	年度		19	20	21	22	23	プール制道路	目標	346,258	346,258	322,800	329,200	335,500	実績	323,312	295,817	327,337	311,737	494,968	スカイライン	目標	128,872	128,872	122,500	124,900	127,300	実績	127,757	114,558	130,267	130,450	198,922	ゴールドライン	目標	109,439	109,439	101,900	103,900	105,900	実績	99,012	95,093	106,357	97,262	140,708	レークライン	目標	107,947	107,947	98,400	100,400	102,300	実績	96,543	86,166	90,713	84,025	155,338	あぶくま高原道路	目標	281,523	301,230	237,800	242,400	1,241,000	実績	237,088	215,934	221,024	244,426	489,955
年度		19	20	21	22	23																																																																				
プール制道路	目標	346,258	346,258	322,800	329,200	335,500																																																																				
	実績	323,312	295,817	327,337	311,737	494,968																																																																				
スカイライン	目標	128,872	128,872	122,500	124,900	127,300																																																																				
	実績	127,757	114,558	130,267	130,450	198,922																																																																				
ゴールドライン	目標	109,439	109,439	101,900	103,900	105,900																																																																				
	実績	99,012	95,093	106,357	97,262	140,708																																																																				
レークライン	目標	107,947	107,947	98,400	100,400	102,300																																																																				
	実績	96,543	86,166	90,713	84,025	155,338																																																																				
あぶくま高原道路	目標	281,523	301,230	237,800	242,400	1,241,000																																																																				
	実績	237,088	215,934	221,024	244,426	489,955																																																																				
	実績に対する評価	課題の整理検討については、概ね計画どおり実施。																																																																								
	今後の課題	早期に方向性を決定して、具体的な協議に入らなければならない。																																																																								
	今後の取組	方向性が決定した時点で、早急に関係機関と個別の協議を進める。																																																																								

【目標2】 公社運営や組織体制の在り方等についての抜本的な検討・見直し

1	実施項目等	公社の事業内容、規模及び組織運営体制の検討・見直し
	取組実績	①設計積算業務受託事業の廃止等を踏まえ、本社組織を2部1室体制から2部体制に改編し、役員1名・職員3名計4名削減した。(公社 H23.4.1) ②プロパー職員2名定年退職の補充を事務嘱託員に切り替えた。(公社 H23.4.1) ③平成22年度中期経営計画実績評価(外部専門家による評価・アドバイス)(公社 H23.8.23)
	実績に対する評価	改編による職員削減については、計画どおり実施。
	今後の課題	今後の事業内容により組織の見直しが必要となる。
	今後の取組	観光有料道路の方向性が確定した段階で、具体的な協議を進める。

## 公社等見直しに関する実行計画（実施状況）

団体名	公益財団法人福島県下水道公社	担当組織名	土木部下水道課
-----	----------------	-------	---------

### 見直しの方向性を踏まえた改革目標

#### 【目標】 民間一括委託方式への段階的移行を踏まえた、公社の組織体制の見直しと新規事業の検討

県は、流域下水道の維持管理業務について、民間活力の活用及び経費削減を図る観点から、当該業務の全般的な見直しを行い、段階的に民間一括委託方式に移行することを決定した。

今後、公社の役割分担を明確にしつつ組織体制の見直しを行いながら、更なる下水道の普及・啓発と市町村支援業務の強化を図っていく。

#### 《定款上・寄附行為上の事業内容》

- (1) 下水道の普及促進及びその支援に関する事業
- (2) 下水道施設の維持管理の支援に関する事業
- (3) 下水道技術の維持・発展に関する事業
- (4) 下水道工事に関する設計積算等の受託に関する事業
- (5) 下水道に関する水質分析の受託に関する事業
- (6) その他公益事業の推進に資するための事業

### 進 行 管 理 体 制

◇実施項目①については、土木部において進行管理を行う。

②については、公社において進行管理を行う。

③については、公社が県と調整を図りながら検討を進めるとともに、進行管理を行う。

総括責任者：常務理事

◇公社の運営状況については、県が毎年度1回調査を行うとともに、点検評価を定期的を実施し、必要に応じて助言等を行う。

平成23年度の取組実績と今後の取組

【目標】民間一括委託方式への段階的移行を踏まえた、公社の組織体制の見直しと新規事業の検討

1	実施項目等	<p>①今後の管理方式の検証 (実施主体: 県、実施年度: 19年度～)          平成20年度から二本松処理区の維持管理を民間一括方式で行うことになり、業務状況を検証及び制度改善しながら、他の3処理区へも段階的に民間一括委託方式を導入していく。  <b>【検証の方法】</b>          平成20年度に学識経験者と流域下水道関係市町村の代表を構成員にした「福島県流域下水道民間一括委託制度評価委員会」を設置し、制度を評価した。          (実施年度: 20年度～)</p>
	取組実績	<p>ア 県中・田村処理区における民間一括委託の導入          「福島県流域下水道民間一括委託制度評価委員会」における二本松処理区の検証結果を踏まえ、業務内容を検討して県中・田村処理区において民間一括委託を導入した。          (平成23年4月1日委託開始)          イ 二本松処理区における第2回民間一括委託の実施          平成20年度から平成23年度まで実施した二本松処理区について、県中・田村処理区と同じ内容での第2回の委託を平成24年度より継続実施するための準備を行った。          (平成24年4月1日委託開始)</p>
	実績に対する評価	概ね計画どおり実施
	今後の課題	引き続き導入が検討される県北処理区については、平成25年度から実施の計画であったが、放射能汚泥の問題により福島市堀河町終末処理場の流域下水道への接続時期が確定できないため、当面、導入の時期が見通せない状況となっている。
	今後の取組	県北処理区については、福島市堀河町終末処理場の汚泥の放射性物質濃度の低下傾向を見ながら導入時期について検討する。なお、各処理場内で放射性物質に汚染された下水汚泥を保管せざるを得ない状況が継続しているため、下水道公社と連携して適正な保管に努めるとともに、早期に搬出できるよう関係機関と協議していく。
2	実施項目等	<p>②検証内容等を踏まえた検討 (実施主体: 公社、実施年度: 20年度～)          (1) 民間一括委託方式において公社の業務となる「委託の履行確認(受託者の監視、評価等)」及び「県支援業務(委託設計作成補助等)」に取り組むとともに、民間一括委託方式の今後の評価等を踏まえた組織体制等を検討していく。          ③組織体制の見直しと新規事業の検討(実施主体: 県・公社、実施年度: 20年度～)</p>
	取組実績	平成23年度から民間一括委託方式が導入された県中・田村処理区については、公社の役割である「委託の履行確認」、「県支援業務」等を適正かつ効率的に行うための検討を行うとともに、中期経営計画と業務内容を踏まえた組織体制の在り方を検討し、役員1名と職員1名を減員した。
	実績に対する評価	概ね計画どおり実施
	今後の課題	数年後に、技術力の高い職員が定年退職を迎えるため、今後、どのように技術力の維持・向上を図っていくべきかの検討が必要となっている。
	今後の取組	民間一括委託が実施される処理区については、公社の役割である「委託の履行確認」、「県支援業務」等を適正かつ効率的に行うこととともに、引き続き県の委託内容の見直しに応じた、組織の在り方について検討し、公社の自立化を図る。 また、震災等の緊急時における公社の役割を踏まえた組織体制の在り方についても検討を行う。 さらに、下水道の維持管理等で培った技術力の高い退職職員の活用を検討する。

3	実施項目等	<p>②検証内容等を踏まえた検討 (実施主体:公社、実施年月:17年度～)</p> <p>(2) 設計積算等の受託事業について、市町村のニーズの把握と支援の充実に努める。</p>
	取組実績	東日本大震災にともなう下水道管渠施設の災害復旧業務を中心に市町村の支援を行った。
	実績に対する評価	概ね計画どおり実施
	今後の課題	浜通り地方の被災した市町村の支援
	今後の取組	東日本大震災にともなう市町村の災害復旧を中心に実施設計書作成業務を積極的に支援するとともに、引き続き市町村のニーズの把握と下水道事業の支援を継続的に行う。
4	実施項目等	<p>②検証内容等を踏まえた検討 (実施主体:公社、実施年月:19年度～)</p> <p>(3) 下水道事業の一層の普及向上を図るため、市町村職員を対象とした研修事業や地域住民への下水道PR事業をこれまでの評価を踏まえて充実を図る。</p>
	取組実績	<p>①市町村職員を対象とした下水道技術者の養成 東日本大震災の影響を考慮し、中止とした事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・下水道維持管理研修会</li> <li>・市町村下水道事業担当職員研修会 (初級・中級)</li> </ul> <p>②県民に対する下水道知識の普及・啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・下水道まつり 放射能問題等の影響により中止とし、流域関連市町が実施する各種イベントにおいて広報活動の実施や普及啓発グッズの配付を行った。</li> <li>・快適生活下水道フォーラムの開催 1回 1, 162人</li> <li>・下水道ふれあいバス助成 3校 6台</li> <li>・げすいどう文庫助成 13校 29冊</li> <li>・地域下水道まつり支援 9団体 9件</li> <li>・普及啓発活動に係る広報資材支援 4団体 5件</li> <li>・出前講座の実施 2校</li> <li>・処理場の施設見学者 14団体 475人</li> </ul>
	実績に対する評価	<p>平成23年3月の原子力発電所事故に伴い、下水汚泥から放射性物質が検出されたことにより、一部の処理場を除き下水汚泥を場外搬出ができず、処理場内で一時保管している状況から、下水道まつりは実施できず、下水道ふれあいバス助成及び処理場の施設見学者は目標達成ができなかった。</p> <p>また、快適生活下水道フォーラムについては、概ね計画どおり実施した。</p>
	今後の課題	処理場内で下水汚泥を一時保管していることから、地域住民との交流及び下水道への理解を深めることを目的に処理場で開催している下水道まつり等の開催が困難となっている。
	今後の取組	<p>処理場内で下水汚泥を一時保管している状況を考慮しながら、充実した事業を継続的に実施する。</p> <p>また、下水道普及促進及び接続率向上のため、地域密着型の支援の在り方についても検討を図る。</p>

5	実施項目等	②検証内容等を踏まえた検討 (実施主体: 公社、実施年月: 20年度~) (4) 公益法人制度改革三法が平成20年12月に施行されたため、今後、当公社においても、趣旨を踏まえ、在り方について検討していく。
	取組実績	平成23年 5月: 基本3項目を議決 平成23年11月: 公益認定申請に必要な全ての事項について決議 平成23年12月: 公益認定申請書提出 平成24年 3月: 公益認定取得 平成24年 4月: 移行登記完了
	実績に対する評価	計画どおり実施
	今後の課題	公益法人としての要件の確保
	今後の取組	公益目的事業の展開